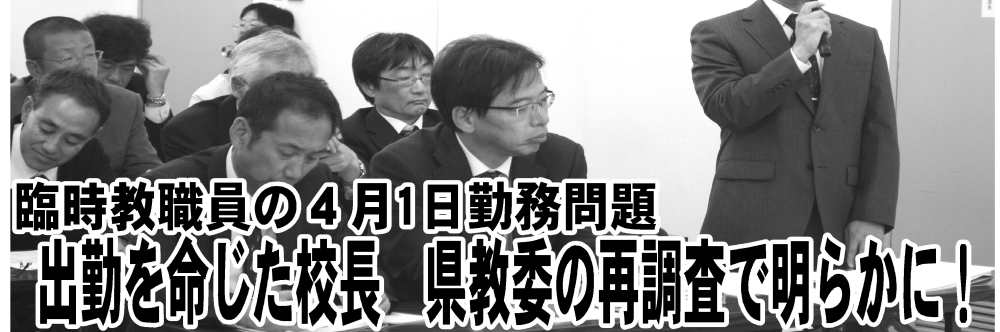


**兵高教組**  
**確定速報2号**  
 2015年11月6日 調査情報19号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

**第2回  
賃金確定交渉**



**臨時教職員の4月1日勤務問題  
出勤を命じた校長 県教委の再調査で明らかに!**

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は11月4日に県教委と第2回賃金確定交渉を行いました。小橋教育次長は、現段階ではまだ具体的な回答を示すことができないとして、様々な課題と検討状況について説明するとともに、国の給与法成立が先延ばしになる公算が高いことを理由に、国に先行しての改定は難しいと回答しました。両委員長からは、「安倍首相の政治的かけひきによって給与法の成立が来年の通常国会へとずれ込む可能性が高いが、国家公務員の賃金が確定しないことを理由として、わたしたちの賃金改善をすすると先延ばしにすることは、地方自治の本旨に反する」として、そのようなことが絶対にないよう、強く要求しました。

また、次長は、今年度の4月1日、いわゆる「空白の一日」に、任用前の臨時教職員を出勤させていた校長が現時点の調査で2名いることを明言しました。次長は「大変遺憾」としましたが、地方公務員法などに違反する行為であり、厳しく責任が問われなければなりません。

**安倍内閣の政治的かけひきを私たちの賃金に影響させるな!  
小橋教育次長回答**

☆国の状況について  
 臨時国会が見送られる公算が高く、給与関係閣僚会議も8/7以降開催されておらず、国の方針が定まっていない。国に先行して行わないよう

助言も受けており、均衡の原則から見ても、国に先んじて改定することは困難。  
 ☆H28年給与改定について  
 給料表及び期末・勤勉手当等の諸手当の引き

上げについては人事委員会の勧告・報告を尊重することを基本に検討を進める。  
 ☆「給与制度の総合的見直し」について  
 国のH28年4月の地域手当の引き上げについては、現給保障により生じる抑制効果の範囲内の実施を予定している。慎重に検討する。  
 ☆現給保障額について  
 廃止や引き下げといった対応も含めて、検討せざるを得ない。  
 ☆県「行革」による削減について  
 震災による影響で、今だ県財政は厳しい。段階的縮小については毎年度定めるとしている。

**交渉団からの質問**

Q4/1に出勤させていた学校が2校だと回答があったが、全校に調査をして2校だったのか  
 A高教組から指摘のあった13校をまず調査した。その結果2校あったということだ。

**交渉団からの発言**

☆「空白の一日」について総務省は3月末に空白があっても、社会保険を継続してもいいといっている。そうすべきだ。  
 ☆正確に勤務時間を記入した職員の時間外勤務が80~100時間を超えている場合、書き直せという管理職がいる。勤務実態を正確に把握するよう強く求める。

**小橋教育次長再回答**

★例年にない国のスケジュールの中でどのような対応が取り得るのか検討していく。  
 ★県「行革」カットについてはどういう対応が取り得るのか、今現在検討している。  
 ★再任用のフルタイム、3日間については勤務

来年度に向けて慎重に検討したい。  
 ☆臨時的任用職員の4/1勤務について  
 今年度の4/1、任用前の職員を出勤させていた実態が、県立高校で2校あった。再三指導した中、従わなかった校長がいたことは大変遺憾。詳細を報告させ、全容がわかり次第対応を考える。  
 ☆「空白の一日」の全国調査結果について  
 ○再度の任用前に離職期間をおいている団体 43  
 「空白の一日」をおいていない団体 4  
 ○年休の繰り越し認めていない 32  
 認めている 15  
 ※本県は「空白の一日」はあり、繰り越しも認めていない

Q病気休暇の通算は期限なくされていくのか。  
 極端に言えば採用から退職まで通算されることもあるということか。  
 A同一疾病による通算には期限がない。取り続けていく限り通算される。

☆介助員は、実質61歳定年となっているため62~65歳は無年金となる。他の職員と違って年齢制限している理由は何か。  
 ☆寄宿舎教員は20年前から新規採用していない結果、正規職員は1/3となっている。採用せよ。  
 ☆特別支援学校や少数職種にも短時間再任用を認めるべきだ。

の特殊性から今のような取り扱いをしている。  
 ★病気休暇は制度の取り扱いとなるので国や他の都道府県や勧告などを踏まえる必要がある。  
 ★技能労務職員の採用については、今、現在の状況ではなかなか難しい。

**☆ 10大要求署名を県教委へ! ☆**  
**11月17日(火)の交渉で第1次分を提出します。**

**みんなの力で要求実現!**

交渉に参加する各支部の中央執行委員に届けてください。

--	--	--	--	--	--	--